

東京都教育ビジョンの改定について

資料 2

教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

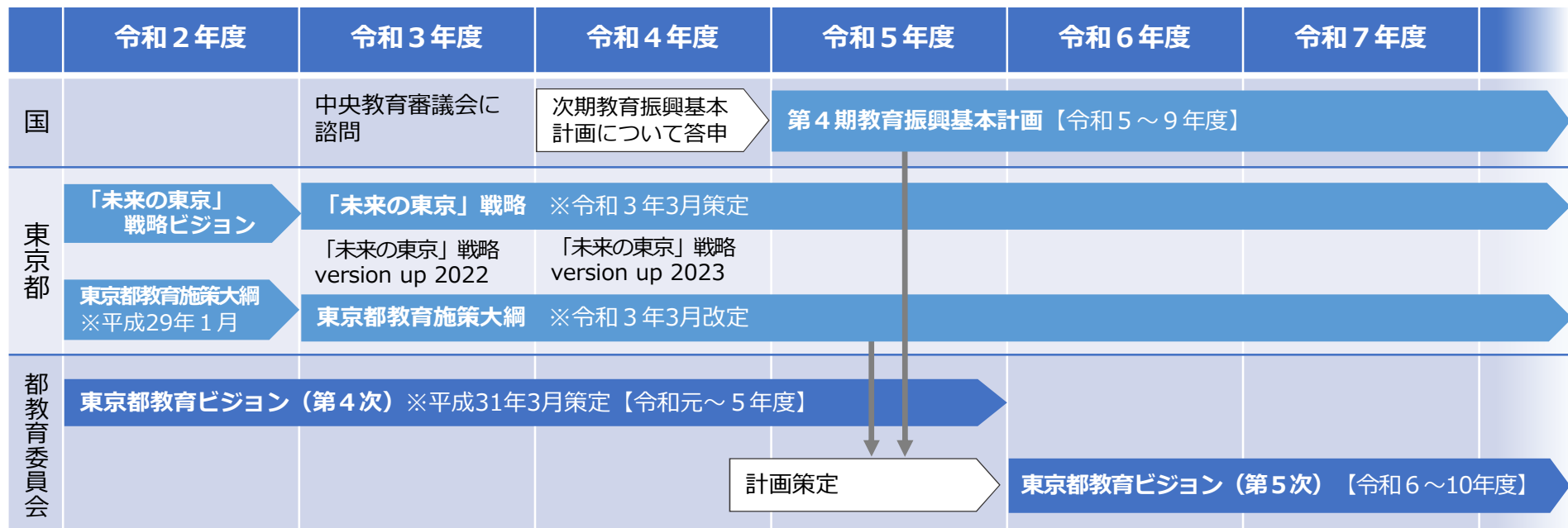
これまでの経緯

- ・平成16年4月 東京都教育ビジョン
- ・平成20年5月 東京都教育ビジョン（第2次）
- ・平成25年4月 東京都教育ビジョン（第3次）
- ・平成28年4月 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）
- ・平成31年3月 東京都教育ビジョン（第4次）

国

- ・平成18年12月 教育基本法改正
- ・平成20年7月 教育振興基本計画策定
- ・平成25年6月 第2期教育振興基本計画策定
- ・平成30年6月 第3期教育振興基本計画策定

各計画等のスケジュール



東京都教育ビジョンの改定について

東京都教育施策大綱（令和3年3月策定）

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第一条の三に基づく。
- ・ 地方公共団体の長が、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。
- ・ 大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議する。

「未来の東京」に生きる子供の姿

- 自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる
- 他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現に寄与する

東京の目指す教育

誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、
自ら伸び、育つ教育



東京都教育ビジョンの改定について

東京都教育施策大綱（令和3年3月策定）

基軸となる3つの「学び」

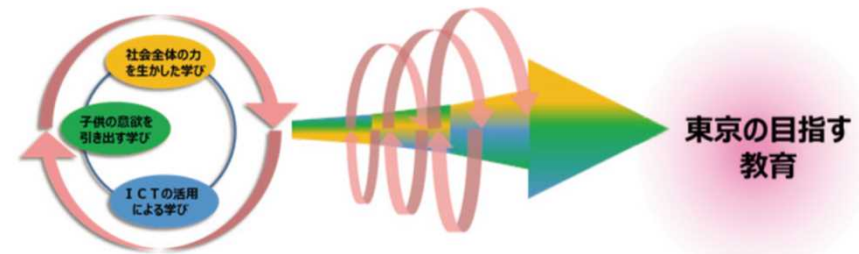
子供の個性と成長に合わせて意欲を引き出す「学び」

子供の成長を社会全体で支え、主体的に学び続ける力を育む「学び」

ICTの活用によって、子供たち一人ひとりの力を最大限に伸ばす「学び」（教育×DX）

「東京型教育モデル」展開のイメージ

①新たな学びの創出 ②実践・追求 ③理想の教育の実現



「東京型教育モデル」で実践する特に重要な事項

- 1 一人ひとりの個性や能力に合った最適な学びの実現
- 2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材の育成
- 3 世界に羽ばたくグローバル人材の育成
- 4 教育のインクルージョンの推進
- 5 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
- 6 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

東京都教育施策大綱（子供版）

